

## 特許の判例紹介

令和元年（行ケ）第 10100 号

－ 進歩性判断 周知技術と後知恵 －

2020年5月7日

特許業務法人

**HARAKENZO**  
WORLD PATENT & TRADEMARK

### 第 1. 事件の概要

令和元年（行ケ）第 10100 号 知財高裁判令和 2 年 3 月 19 日（知財高裁第 3 部）

特許取消決定取消請求事件

＜結論＞ 決定取消

発明の名称を「窒化物半導体積層体及びそれを用いた発光素子」とする特許第 6 2 5 2 0 9 2 号の特許異議申立の取消決定に対する取消訴訟。各引用文献に記載された事項から、本件技術を導くことは、後知恵に基づく議論といわざるを得ず、これを周知の技術的事項であると認めることはできない等と判断された事例。

### 第 2. 本件特許発明

本件特許の請求項 1 は以下のとおり。

#### 【請求項 1】

c 面を上面に有するサファイアからなる下地基板上面に接して厚さ  $2 \mu\text{m}$  以上  $4 \mu\text{m}$  以下の窒化アルミニウムからなるバッファ層が形成されたテンプレート基板と、

前記テンプレート基板上面に接して形成され、窒化アルミニウムガリウム層及び窒化アルミニウム層を交互に積層してなる超格子層と、

前記超格子層の上面に接して形成され、アンドープの窒化アルミニウムガリウムからなり、前記アンドープの窒化アルミニウムガリウムのアルミニウム比  $m_{\text{Al}1}$  1 が前記超格子層側から上方向に順次減少する第一の組成傾斜層と、

前記第一の組成傾斜層の上面に接して形成され、n 型不純物ドーパの窒化アルミニウムガリウムからなり、前記 n 型不純物ドーパの窒化アルミニウムガリウムのアルミニウム比  $m_{\text{Al}2}$  が前記第一の組成傾斜層側から上方向に順次減少する第二の組成傾斜層と、

前記第二の組成傾斜層の上面に接して形成され、Ⅲ族窒化物半導体からなり、深紫外光を発する発光層を有する活性層と、  
前記活性層の上面に接して形成されるp側層と、を含む、窒化物半導体積層体。

■ この資料には続きがあります。詳細は当所までお問い合わせください。

本内容についてご不明点・ご質問等ございましたら、  
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

副所長 弁理士 黒田 敏朗 (大阪本部在籍)

TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)

E-Mail : [iplaw-osk@harakenzo.com](mailto:iplaw-osk@harakenzo.com)

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。  
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。  
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時情報発信しております。  
是非ご参照下さい。

<弊所総合ウェブサイト> : <http://www.harakenzo.com>

<商標専門サイト> : <http://trademark.ip-kenzo.com>

<意匠専門サイト> : <http://design.ip-kenzo.com>

<弊所法務部 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>

<広島事務所 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>

※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。